

「家」と末子相続に関する覚書

内藤，莞爾

<https://doi.org/10.15017/2328714>

出版情報：哲學年報. 30, pp.1-53, 1971-03-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



「家」と末子相続に関する覚書

内 藤 莞 爾

は じ め に

この覚書は、いわゆる末子相続が「家」の相続ではない、という推定に立っている。ところでこの推定は、末子相続に関するわれわれのモノグラフでは、たびたび言及してきた点であった。しかしモノグラフという形式に制約されて、以上の推定に焦点を合わせての発言が、これまでできなかった。それで今回は、この問題にかぎって、私見の一端を述べてみたい、というのがこの覚書の趣旨である。ただ以上の推定を裏づけるのには、あらかじめ末子相続と「家」という、このふたつの概念規定がはっきりしていなくてはならない。ところが末子相続についてのわれわれの見かたは、ほぼ固まった感じであるが、なお最後のツメには至っていない。まだ実態として、幾つか不明の点を残すからである。また「家」については、周知のように、これまで多彩な議論が展開されてきた。そのあらすじは、のちに素描することになるが、ただそれにもかかわらず、まだ定説には達していないように見受けられる。となるとここでは、われわれなりに「家」の規定をもたなくてはならない。でないと、議論そのものが空転してくるからである。けれどもわれわれは、まだこれへの発言能力を欠いている。したがって以下の行論では、先学が「家」の特徴として指摘した点に照して、末子相続の属性を検討してみる。そしてこの相続形態が、「家」の相続でないことを推定する。その域にとどまらざるをえなかった。ところでこう

したわれわれの問題設定は、いうまでもなくその背後に、もともと末子相続をおこなうような家族集団は、「家」の姿勢にとぼしい、という想定を踏まえている。それで日本の家族を「家」として一般化するのが通説だとすれば、われわれの主張は、少なくともこれへの部分的な修正を求める、ということになってくるであろう。となるといよいよもって、いま述べたような論理の形式を備えていなければならないはずである。が、これは後日に残さざるをえなかった。当面、「覚書」とした理由である。

1 末子相続

1. いわゆる末子について

そこではじめに、末子相続である。これを相続人である「末子」という人物と、そしてこの人物がおこなう「相続」の内容、この2点に分けて述べてみたい。まず第一の点である。ところでわれわれの調査経験からすれば、相続人となるいわゆる「末子」は、その続柄からしていちばん末の子とはかぎらない。つまり辞書の類が“youngest”とか“yüngst”とかいう形容詞で限定している男子ばかりではない。少なくともわれわれの調査では、相続人にはほんものの末子以外の男子も登場してきた。なお末子・仲兄を含めて、「非長子」ということばもつかわれる。しかしあととりとなったのは、こうした非長子ばかりではない。ほんものの長男さえ現われた。いや計数的に処理すると、長男のほうが多いところも出てくる。

それでこうした点から、われわれはこの慣行を、規範的にはあととりの続柄にこだわらない相続として理解したい。小説を引くことになるが、紀州の大庄屋・垣内家では、長男のあととりを熱望しながらも、4代にわたってついにこれが実現しなかった(有吉佐和子『助左衛門四代記』)。そして

この実現できなかったことがテーマとなるように、江戸末期の上層農家では、長子家督というのが規範的に定着していた。それでこのように長子家督では、長男という続柄に拘泥するのとくらべて、いわゆる末子相続では、そう言われながらも、実は末子という続柄にはこだわらない。末子でもよいければ、長男でもよい。あるいは長男でも末子でもない、仲兄であってもかまわない。それでもし末子という続柄が規範化されているならば、これへの違反には、なにか社会的な制裁が予想されなくてはならない。もっともここでいう制裁は、べつに実定法的なものだけを指すのではない。非難や嘲笑の類までも含まれる。しかしこの範囲までひろげても、末子相続地帯では、たとえば長子相続や仲兄相続が実現しても、これへの制裁というものはない。要するに規範としての末子相続は存在しないということになる。それでこの点からしてわれわれは、「末子相続」を「いわゆる末子相続」と言いかえたこともあった。あるいはこれらに代えて「不定相続」ということばを提案したこともあった。長子家督が相続人を決めてかかるのと対照させるためである。だいたい長男は、初生の男子なので、これは出生とともに、その地位が確定してしまう。ところが末子の場合は、そういうことにはならない。そのあと男子が生まれなくてもかぎらないからである。もっともこれは単なる理屈とも取れるが、しかしそればかりではない。決定的なのは、むしろ次の点であろう。あととりとしての地位が確定すれば、早晚、これにともなう準備が開始される。家庭内でのしつけがそれであるが、あわせて次三男との差別的な待遇もおこなわれる。また対社会的にも、将来の戸主たる地位の承認を求めて、いろいろな活動が始められる。公共の場での役割の分担、あるいは役職への参加などである。なお家庭内のしつけ、つまり“socialization”については、家訓その他におびたしい例が出てくる。が、ここでは越後・岩船郡の豪農・渡辺家に残る「家の掟」を引用しておきたい。渡辺家第七代・三左衛門（善映）の記したものである。

一、惣領の一子ハ拾歳迄の撫育ハ絹類着用差免候、拾歳以上ハ主人と可_レ為_二同断_一候、就中相続の耄人なるゆへ、農事を始、仕来の商売体に心を用る事第一也、兎角に家を治、身を治るの道を為_レ学事肝要也、勿論先祖仕来の道相守、商売替又ハ家付の外、新職可_レ為_二無用_一、且父母の教示をも相背、不孝不儀^(ママ)にして不覚悟の人体に候ハ、生界見限^(ママ)の勘当可_レ致事、

一、次男三男以下ハ七歳迄の撫育絹類不苦、七歳以上ハ下帯に至迄木綿着用に可_レ限候、勿論拾七歳迄書算を為_レ学、拾七歳以上ハ鎌鍬の職を急度為_レ励候事、且流行の遊芸に偏るを堅禁候事、分家ハ持高拾五ヶ^(ママ)一の録を相譲、家作其外共に是に可_レ順事、若他へ縁付候事あらハ、支度金式拾両高に可_レ限、女子ハ猶以可_レ為_二同断_一事、¹⁾

つまり長男は、10歳まで絹類の着用が許される。が、それ以上になると、衣服は主人のそれと同じになる。とともに一家の経営について、その実務の習得が開始される。ところが次三男となると、絹類の着用は7歳までで、以後は一切木綿ということになる。とともに17歳までに読み書きをおぼえて、以後は実際の農事に従わなければならない。なお分家のときの財産の分与は、15分の1を越えてはならない。

- 1) 『越佐研究』第2, 3 集合併号「岩船郡渡辺家史料調査報告」、児玉幸多『近世農村社会の研究』第1編, 4, 「江戸時代農村に於ける家族成員の問題―特に二男以下に就いて―」, 102頁からの引用。

ところがいわゆる末子慣行では、もともと出生にもとづく相続人の地位が不定である。だからこれにもとづく“socialization”もできない。少なくとも制度に支えられて、こうした措置に出ることはできない。もっともこのように相続人が不定だということについて、これは末子制が崩壊した結果だ、とする見かたもあるいは成立するであろう。たしかに長子家督は、藩政期以来、権力側が進めてきた相続のパターンであった。とくに明治民法では、これが法制化されることになった。だからこれによって、かつての末子制が崩壊したところがあることを否定するのではない。信州の諏訪

は、末子制を発掘したところとして著名であるが、しかし昭和の初期に実施した調査結果からすると、ここではどうやらその崩壊の跡がうかがわれる。すなわち当時、「末子的」という総合判定に当たるのは、わずか5%ほどであった¹⁾。江戸末期、末子相続が7割だったのとくらべて、えらい後退である。それでこうした崩壊の事実は認めるにしても、では末子制というのは、もともと相続人として末子以外の者を排除する慣行であったか。古代の末子制、末子相続の「原始性」は、論証のかぎりではないけれども、われわれはそうは考えない。諏訪の宗門帳を分析した結果からしても、旧幕時代、当地の相続人は、けっして末子ばかりではなかった。このことは、あきらかである²⁾。それでもし末子相続があととりを末子に限定する慣行だとすれば、これは続柄としては長子相続と対極をえがくことになる。すなわち長子相続と同じ決定式の相続慣行だとしなくてはならない。つまり相続の質としては同じである。あるいはもっとはっきり言えば、末子家督概念の成立にもなりかねない。あとでも述べるが、財産の分与などからして、これはあきらかに事実と反してくる。

- 1) 中川善之助「明治以後の諏訪末子制」(2.完)(東北帝国大学法学会『法学』第7巻第5号, 昭和13年)。
- 2) 及川 宏「信州諏訪塚原村に於ける分家に就いて—所謂末子相続の1例として—」(『民族学研究』第4巻第3号, のち及川 宏『同族組織と村落生活』1967年所収)。

ただこのように規範化した末子相続は存在しないにもかかわらず、しかしこのことは、末子をあととりに据えたいという、そうした好みや願望まで否定するものではない。つまりできるなら末子にかかりたい、という願望である。そしてこれには、中国地方の「チャトウゴ」(茶湯子)に象徴されるように、末子への偏愛に出るものも、たしかに認められることができる³⁾。要するに「末っ子は可愛い」とする気持である。ところでこの気持も、単に親の感情といってしまうと、それまでであろう。が、家族集

団のように、もともと感情にもとづく社会体系にあっては、こうした気持も、かなり積極的な意味をもってくる。ただわれわれが見たかぎり、こうした気持から出たものばかりではない。むしろ末子のあととりは、文字どおりのターミナルといった性格のほうが強い。そこでこの意味の説明ということになるが、それには石黒重明の次の文章を引くのが便宜であろう。鹿児島農家の相続慣行として、かれが要約しているところである。

一農家に息子が数人居る場合には、まず長男が結婚年令に達して世帯を持つと、応分の耕地と住居をもって分家する。次いで次の男子が同じく世帯を持つと、同様にして分家する。等々。そして最終的には、経営主であった父母は、その耕地の大部分を分家である息子達に分与して、「隠居分」とも云われる若干の自給的な耕地部分を持って、「隠居屋」に移って「隠居」し、多くの場合、最後に耕地の分与を受け、従来の本屋を引継いだ末子夫婦がその面倒を見る。父母の死後は、両親の面倒を見た息子（多く末子）がその位牌と隠居分とを引き継ぐ。……この場合、末子が若干の隠居分と両親（およびそれがある場合は先・先々代等）の位牌を引継いで、その祭忌の責任をもつ「いはいもと」と云われ、形式上の相続人となるために「末子相続」の形態を示すことになる。

- 1) 中国地方でチャトウゴといふのは、末の子のことであって、親の忌日の盆彼岸に茶湯を供する役目を、愛のこもった小さな子に期待したのである。是が隠居やへやの簇生した原因にもなっているかと思ふ（柳田国男『族制語彙』昭和18年、185頁）。
- 2) 石黒重明・川口 諦・窪田順次『鹿児島農家の諸問題』昭和41年、136頁）。

それでこの文章によると、長男以下の分封がおこなわれて、これが末子にまで及ぶ。それから親は、隠居分を持って、隠居家へと移る。しかし多くは、末子夫婦に面倒をみてもらう。そして死後は、この末子が位牌と隠居分を継いで、「いはいもと」となる。そこでこういうことになると、末子が兄たちとちがっているのは、まずかれは、本屋（家）、つまり親の住ん

でいた家を継承した、それから親と別財・別居の生活をしながらも、親の面倒をみた。つまり不完全ながらも親を扶養した。また亡親を含めて、これらの祭祀の責任者となった。以上の3点である。しかし石黒の文章からすればこの末子を相続人と見立てるのには、なお躊躇のようなものが感じられる。かれによると、長男から末子まで、実はみな分家である。だから家族集団の細胞分裂であって、相続の事実、鹿児島農家には存在しない。ただ末子は、以上の3点に特徴が示されているので、「形式上の相続人」と見ることもできる。またそのために「末子相続」と言ってもよい。そういう論旨となるであろう。鹿児島農家の相続慣行を、このように要約できるかどうか。われわれからすると、そこにはまだ資料が不足しているように思われる。というのは、こんにちまでの報告類によると、親の終着駅は、かならずしも石黒が指摘したような完全隠居の場合ばかりではない。むしろどの子どもかの同居、とりわけ末子との同居の例が多く報告されている。またわれわれの調査結果も、そうであった。なおこの末子との同居に達するプロセスについてみても、これは石黒がいま述べたような、長男以下の分封＝分家の場合ばかりではない。反対に長男以下を本家に残しつつ、親たちが順次分家を繰り返す、いわゆる隠居分家型も各地でおこなわれている。

それでこれらの検討は、また後の課題として、さてわれわれの文脈からすれば、実は石黒の次の発言が注目されてくる。すなわちかれは、さきの文章に続いて、こう述べている。

現実にはこのような典型的な姿をそのままにとるのは、両親が末子が世帯を持つさいになお健在であり、且つ息子たちがすべて農家として分家していく場合に限られる¹⁾。

つまり第一は、家族周期の順調な進行である。とりわけ両親が長命だったという点である。第二は、非農家になったり、他出したり、要するに農家の伝統が乱されないという点である。だから前者を自然的・生物的なサ

イクルの進行だとすれば、後者は後天的・社会的なサイクルの進行だとも言える。事実、非農家としての分家を出すことになると、財産の分与、とへに均分制による共同相続にヒズミが生ずる。また他出者を出せば、かれは「形式的」にせよ、「相続人」からははずされることになる。なお第一の自然的・生物的なサイクルであるが、石黒の文章からすれば、末子が独立できるとしごろとなつて、しかも両親が健在ならば、親は完全隠居への態勢に入る。けれどもそうでない場合には、別の姿が取られる。そういうことになるであろう。そしてそうでない場合とは、親の早世をはじめとして、家族周期に阻害要件の働いた場合のことを意味する。また農家の伝統という後天的・社会的なサイクルにおける阻害要件も、これに準じて考えてよい。そしてこうした阻害要件のないときにかぎって、完全隠居（あるいは末子相続）の形がとられる。つまりターミナルに達する、というわけである。

1) 石黒重明、前掲書。

ということになると、このターミナルを、そう意図的なものとすることはできない。むしろ自然のなりゆきでそうなつたのであって、これには積極的な意味はない。だいたいこの慣行では、前述のように、相続人の続柄に格段の規定を欠いている。それで長男が成人しても、もし分家を希望すれば、かれを家にとどめておく根拠がない。またすでに他出しているような場合でも、かれは帰村して、親を看る義務や責任がない。もっともこれは、次男以下についても、同じである。こうして、次々と分家していく。むろんこう分封していくのには、そうせざるをえないいろいろな家庭事情といったものも考慮しなくてはならない。が、それとは別に、もともと家族制度として歯止めがない。それで結局、末子が残って、これがあととりということになる。となると、末子への偏愛と、これに応える末子の気持というものがあって、これが上記のプロセスと合致すれば、はなしは別となってくる。あるいは幼時から末子が相続人となることに内定していて、

これにともなう“socialization”でも開始されれば、これは長子家督に準じて考えることもできる。しかし前述のように、特定の男子を「末子」とすることは、もともと長男の場合とちがって、確定性を欠いている。いわゆる“socialization”も、なかなかおこなわれがたい。というわけで、たとえ末子が相続人となっても、家族周期の運行の結果、そういうことになった、という色が濃くなってくる。さきに自然のなりゆき、と述べた理由である。それで当の末子にとっては、これはやむをえない相続、ということにもなりかねない。調査中、よく耳にしたことであるが、親のほうでは「末っ子が可愛いから、跡をとらせた」と言う。ところが当の末っ子からすると、「貧乏クジを引いた」とか、「兄貴たちに押しきられた」とか、そうした発言となってくるのである。

おわりにいま述べた「末っ子が可愛い」という気持であるが、これは推測の域を出ないけれども、おそらく家族周期と無関係な感情ではないであろう。かって鈴木栄太郎は、「長男の十五は地獄で、末っ子の十五は極楽」ということばを取りあげて、日本家族の周期的律動性について、ひとつの示唆を与えようとした¹⁾。これは、消費量と労働量とのかねあいからした、家計の浮沈を指している。すなわち長男が十五のころは、いわば苦しい峠であって、子どもは殖えても、これが労働力とはならない。消費の独走である。ところが末っ子が十五のころは、なるほど親の労働力は低下する。しかしこれをうわまわって、子どもたちが労働力として成長する。親としても、精神・物質の両面にゆとりが出てくる。それで末っ子が育つ時期は、こうした安定期へのコースとみることができる。とすれば末子への愛情も、それ自身は“emotional”なものにちがいない。にしてもこうした愛情を生む条件は、また別に考えられるわけである。

1) 鈴木栄太郎「日本人家族の世代的発展に於ける周期的律動性に就いて」(『家族と村落』第2輯、1—50頁、昭和17年)。

2. 相続について

それでこのようにいわゆる末子相続の場合、なるほどあととりは不定ではある。にしてもそこには、なお共通した特徴が浮びあがってくる。それは、財産分与の仕方である。というのは、この慣行では、財産の分与は、共同相続にもとづき、しかもそれが均分あるいは均分に近い線で運ばれる。石黒もさきの文章の途中で、「以上の過程（末子までの分封過程）で、隠居分を除く耕地については、長幼の別なく均等な農地の分与がなされる」と述べている。しかしこれは、タテマエとしての共同相続＝均分制をいうのであって、個々の事例についてみれば、すべてがこの線に乗っているのではない。それは長子家督がタテマエとしての一括を示しながらも、実際はかならずしもこの線で運ばないのと同じである。なお末子慣行が共同相続と結びつくのは、べつに鹿児島ばかりではない。すでに斯界の草分け・中川善之助は、末子相続を規定して、「共同相続制を基調とした末子優先相続」だとした¹⁾。優先というのは、祖先伝来の家屋敷とか隠居面とかを末子が優先的に相続する、という意味である。つまりシェアーの特殊性を言うのであって、分与はかならず諸子のあいだでなされる。しかもそれが、均分の精神に沿っている、とするのである。

1) 中川善之助「末子相続」(『家族制度全集』史論篇V、相続、73頁、昭和13年)。だからこのようにタテマエがちがうので、長子家督と末子相続とは、これを同質の相続とみることはできない。さきに示唆したとおりである。という次第なので、たとえ末子があとをとり、これが遺産を一括相続しても、そこでは末子家督という見かたは成立たない。一例を挙げれば川崎恵璋は、昭和27年、紀州・^{さいがさき}雑賀崎の実態調査をおこなった¹⁾。すでに末子相続の地点として、民俗学者が報告している漁村である。さて川崎の調査結果によると、当時、この漁村での末子相続の付着率は、36%ほどであった。ところでこの相続をおこなった世帯について、その財産分与の状態をみると、

表 1 紀州・雑賀崎財産分与（川崎）

	%
長子単独	3.4
末子単独	41.5
歩合配分	3.4
均等配分	48.3
不	3.4
計	100.0

表1のようになる。なおここで歩合配分といっているのは不均分，均等配分というのは均分のことである。すなわち均等配分が半分近く（48%）出てくるが，これは末子制とのつながりからして了解される。が，末子単独（41%）というのが，これに続いて現われる。それでこの数値からすると，いま述べた末子家督の見かたもできそうに思える。ただこれは，川崎も例示しているが，その多くは分けたくても分けるものがない場合を指している。川崎の説明によると，この雑賀崎では，分ける財産がないと，年長者から次々と相続権を放棄して出ていった。いや当地の名物，「長男の出養子」のことばのように，裸一貫で出ていく長男さえあった。雑賀崎の漁法は，伝統的に一本づりを主体としている。そして五尋たらずの「サゲ舟」を貰って，かれらは日本列島の沿海に散っていった。雑賀崎は，村に帰ってきたときの漁民団地にすぎない。というわけなので，末子単独というのが現われても，これは末子家督としてのそれではない。漁撈が個人単位制であること，それに漁場のオープン・システムがからんで，かれらにあととり以外は相続権の放棄という「漁民の知恵」を生むことになった。規範としての末子家督，タテマエとしての末子単独ではない，としなくてはならない。

- 1) 川崎恵璋「末子相続と村落の構造」（『竜谷大学論集』第374号，昭和38年，8—11頁）。

雑賀崎は、現在、和歌山市に編入されて、外部との交流もさかんとなった。漁船の動力化が進む一方、小型底引やトロール船も導入されてきた。かつての一本づり専門の漁法から、近代化の方向にむかっているわけである。しかしここが漁村であることには変わりがない。そこで次には、さきに挙げた鹿児島県の農村から1, 2の例を引いて、財産分与の状態をさぐってみたい。言うまでもなく、同県下が末子相続の最大拠点とみられているからである。

はじめは先年、われわれが調査した吉野部落の例である¹⁾。もともとこの部落は、鹿児島郡に属していたが、大正の末期、鹿児島市に合併された。それで早くから都市化の進行がみられたが、とくに最近では、鹿児島市の膨脹にともなって、ベッドタウン化がはげしい。農家も大きく兼業化、とりわけ通勤農家への傾斜をたどっている。そこで当部落の西菖蒲谷地区から当主が相続をおこなった家(相続戸)だけを抜いて、この当主の続柄を分類すると、表2のようになる。すなわち長男であとをとったのは、4分の1程度で、したがって仲兄・末子を含めた非長子が4分の3を占める。またこの非長子のうちでは、末子の比率が高く、これが全事例の62%に当たっている。だから文字どおりの末子相続が過半数ということになるが、しかし長男や仲兄のあととりを否定するものではない。比率の点は別としても、

表 2 続柄別相続分類(鹿児島・吉野)

		旧 民 法		新 民 法		計	
		実 数	%	実 数	%	実 数	%
長	子	8	30	5	22	13	24
非 長 子	仲 兄	8	30	—	—	8	15
	末 子	11	40	23	78	34	62
	小 計	19	70	23	78	42	76
計		27	100	28	100	55	100

不定相続の姿である。なおこうした姿が法規制によったものでないことは、同表の相続時点の内訳でも示される。すなわち戦前（旧民法）でも、長男のあととりは、30%にすぎない。また仲兄相続も同数出てくるが、旧民法は、仲兄相続も命じなかったはずである。けれども問題は、これら相続戸での財産分与の状態であろう。われわれの対象戸は、当主が相続当時、かれの兄弟が生存している家にこれをかぎった。つまり分与が可能な家だけを取りあげた。ところがその結果は、表3のとおりである。未配分や財産なしの事例も出てきたけれども、均分が61%を占める。分与の対象は、便宜上、農地にとどめたが、つまり過半数は、隠居分を別として、均分相続をおこなっている。これに対して不均分というのは、25%にすぎない。

表 3 財 産 分 与（鹿児島・吉野）

	長 子		非 長 子		計	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%
単 独	—	—	2	4.8	2	3.6
均 分	10	76.9	24	57.1	34	61.8
不 均 分	—	—	14	33.3	14	25.5
未 配 分	1	7.7	—	—	1	1.8
財 産 な し	2	15.4	1	2.4	3	5.4
不 明	—	—	1	2.4	1	1.8
計	13	100	42	100	55	100

なお不均分のほとんどは、あととりに対比的に多くの部分を分与した例である。しかしさらに注目されるのは、ここでは単独というのが3%，事例として2例にすぎないことであろう。それから同表では、相続人を長子と非長子とに分けて、その内訳を掲げておいた。ところがここで気のつくのは、長男のあととりで、単独と不均分というのが1例も出てこない。そして13例中、10例までが均分である。

1) 小著『西南九州の末子相続』第4章，昭和46年。

ということは、ほかでもない。当地の長子相続は、長子家督ではない。このことを裏書きしているとみてよいであろう。まだかつての末子相続に長子家督が浸入して、これらがミックスした結果でもない。むしろいろいろな事情によって、当地としては数の少ない長男のあととりとなった。けれども精神は、末子や仲兄があととりとなったのと変わりがない。相続の質としては同じである。そうみたほうが妥当であろう。ところで対象地の吉野部落は、さきに述べたように、すでに市域に編入されて、半世紀近くを経過している。都市化も進行して、兼業化・脱農家の方向も急である。したがって分与された農地も、ここでは宅地への転用可能性を多分にはらんでいる。つまり生産手段以外への利用である。それで次には、こうした可能性の少ない離島のカトリック村落から、同じく財産分与の実態を取出してみたい¹⁾、これもわれわれが調査した地点であるが、長崎県・黒島(現在、佐世保市)がそれである。この島は、西海国立公園・九十九島のうちでは最大の島であるが、それにしても500ヘクタールにすぎない。ただ人口は、その9割がカトリック信者によって占められる。半農半漁の島である。さてこの島の田代および東堂平^{とうどうびら}の2部落について、その相続戸を分析すると、当主(あととり)の続柄は、表4のようになる。すなわちここでは、さきの吉野とちがって、とりわけ末子の比率が高いということはできない。まず長子(31%)、仲兄(31%)、末子(36%)の3者に分散しているとい

表 4 続柄別相続分類(長崎・黒島)

		実 数	%
長 子		12	31.6
非 長 子	仲 兄	12	31.6
	末 子	14	36.8
	小 計	26	68.4
計		38	100

ったほうが正しい。にしても長男のあととりは、3分の1を占めるにすぎない。やはり不定相続の姿である。

- 1) 拙稿「カトリック家族の相続慣行—長崎県黒島—」(『九州文化史研究所紀要』第13号, 昭和43年, 138頁)。

そこでこのカトリック家族の財産分与である(表5)¹⁾。ここでも吉野部落とはやや様子がちがってくる。というのは、この島では均分(51%)の比率が落ちて、不均分(43%)と接近してくる。あととりの続柄別でも、この傾向にはあまり変わりがない。が、この数値からしても、長子家督のイメージを導き出すことはできない。この点は、吉野の場合と同じであろう。しかし黒島の場合、4割を出る不均分は、やはり気にかかる。それでこの不均分の分与をおこなった家について、他の兄弟たちの分家先を島内・島外に分け、またそのさい財産の分与があったかどうかを分類すると、表6が得られる。それでこれによると、島内の分家では、たとえ不均分ではあっても、多少でも財産の分与をおこなったのが7割弱に達する。ところが島外分家では、これとは反対に、手ぶらでの分封が77%ということになる。後者が分家といえるかどうか、これは問題であろうが、とにかく島内・島外の対照は、まことにあざやかである。そこではじめに引用した石黒の文章であるが、かれは末子相続、したがってこれにともなう均分制の

表 5 財 産 分 与 (長崎・黒島)

		均 分		不 均 分		財産なし		不 明		計	
		実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
長 子		5	41.7	4	33.3	1	8.3	1	8.3	11	100
非 長 子	仲 兄	7	58.3	5	41.6	—	—	—	—	12	100
	末 子	7	50.0	7	50.0	—	—	—	—	14	100
	小 計	14	53.9	12	46.1	—	—	—	—	26	100
計		19	51.3	16	43.2	1	2.8	1	2.8	37	100

1 例脱落

表 6 分家先の地点(長崎・黒島)

	あ り		な し		計	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%
島 内	37	69.8	16	30.2	53	100
島 外	10	22.7	34	77.3	44	100
計	47	48.5	50	51.5	97	100

前提として、「息子たちがすべて農家として分家していく場合」を指摘した。裏からすれば、非農家としての分家を出すときは、このタテマエが崩れる。吉野のように、在村のまま非農家を出すことができるところもあるが、一般には非農家と流出世帯との結びつきが強い。黒島についてみると、わずか500ヘクタールの離島で、400戸の世帯をかかえている。かたわら漁業をいとなむにしても、すでにその限界に達したとみてよい。加えて本土の産業化との落差が大きい。こうしてアウト・プットがうながされていく。そしてこれらが非農家としての他出であることは、断わるまでもない。雑賀崎では長男以下の相続放棄については、この土地の漁撈形態が関係していた。とともにかれらは、他産業にしたがうことなく、ここに生活の本拠を置くことができた。しかし黒島の場合は、それができない。いわゆるヴィノグラドフ (Vinogradoff) 型の「稼ぎ出し分家」の姿を取らざるをえない。にしても島に残って農・漁を続けていこうとする人たちには、たとえ均分とまでいかなくとも、共同相続の形が取られる。やはりタテマエは、単独相続とはちがったものとして理解すべきであろう。

- 1) 拙稿「カトリック島の相続慣行―長崎県黒島の末子相続―」(『宗教研究』195号, 昭和43年, 15頁)。

そこでやや一般化して言えば、たとえ個々のケースで、不均分の例が現われても、これは、さして問題ではない。いや状況次第では、形のうえだけの末子単独が出てきても、おかしくはない。たとえば薩摩半島の純畑作

村（川辺郡知覧町）を調べた宮田育郎によると、ここでは、1ヘクタール以下の農家の場合、意外と相続人の一括相続の多い⁴⁾。当地の相続人は、これまでの例のように、べつに末子とはかぎらないわけであるが、ただ零細農の場合には、このあととりの単独のケースがかなり出てくる。つまりこうした農家では相続人以外の者は、相続権を放棄して出てしまう。雑賀崎の場合と同じである。なおかれはこの点からして、南薩の畑作農家では、1ヘクタールというのが農家の基準線をなしていると推定するのである。生産力の構造からして、分与形態にこうした経営階層的な分岐点が認められることになれば、これはかなり重要な問題となってくる。にもかかわらず宮田は、なお当地の慣行を「均分相続をともなった末子相続が一般的」²⁾だと要約している。ということは、かれもまたタマエとしての均分制を認めている。そうみてよいであろう。なおこの点と関連するが、かれはN部落41戸について、これを本家Ⅰ、本家Ⅱ、分家にわけて、その経営規模を調べてみた。本家Ⅰとは「代々の本家」、本家Ⅱとは「それ以外の本家」のことである。そしてこれらの残りが「分家」ということになる。そ

表 7 知覧町N部落の経営階層 (1) (宮田)

	3～	2～3	1～2	～1	計 (%)
本家Ⅰ	2	3	8	4	17 (41.5)
本家Ⅱ	1	2	5	2	10 (24.4)
分家	1	5	5	3	14 (34.1)
計	4	10	18	9	41 (100)

表 8 知覧町N部落の経営階層 (2) (宮田)

	2 ha以上	2 ha以下	計
本家Ⅰ	29	71	100
本家Ⅱ	30	71	100
分家	43	67	100
計	34	66	100

れで表7によると、本家Ⅰ（41%）がやや多く、分家（34%）がこれに次ぎ、本家Ⅱ（24%）が相対的に低い。が、これはいうまでもなく、現住戸についてだけの数字である。とともにこの3者は、そうはなほだしい開きを示しているのでもない。しかしそれよりも、経営規模による差は、もっと低い。試るみに2.0ヘクタールを境にして切ってみると（表8）、本家Ⅰと本家Ⅱとは、ほとんど同じである。分家も、パターンとしては、同一にみることができる。いや2.0ヘクタール以上の経営では、本家Ⅰ・本家Ⅱのどちらよりも、分家のほうが相対的に高い。農地改革から最近の農村事情まで、農家・農地の流動は、ひじょうに大きい。だから上表も参考程度にとどまるわけであるが、それにしても、家関係による経営規模の差異は、あまりにも平板である。

- 1) 宮田育郎「後進地農業の商品生産の展開―鹿児島県川辺郡知覧町―」（西山武一・大橋育英編『農業構造と農民層分解』1969年）。
- 2) 同上、474—5頁。

そこでさきに挙げた越後の豪農・渡辺家の場合には、分家への財産分与は、15分の1を限度としていた。これは特殊な例だとしても、『全国民事慣例類集』あたりによると、分家への贈与高は、だいたい3分の1程度を全国相場としている。つまり3分の2が本家に保留される。だから分家者の数がふえれば、各分家者のシェヤーは、それだけ減少することになる。しかし贈与よりも、そのまえに、実は分家行為そのものを回避しようとするのがむしろ通例であった。家格が土地所有によって支えられている以上、この措置は、また当然ともいえるわけである。しかし3分の1程度の分与で分家を出すとすれば、その後の変動を勘案しても、こうした不均分が家関係に多少とも投影されなくてはならない。ところがN部落に関するかぎり、これがきわめてフラットな構成にとどまっている。いわんや同族団理論で、そのモデルのようにえがかれる、分家群をしたがえての本家の大手作りなど、とても想像することができない。前述のように、不定相続地帯

でも、個々の事例についてみれば、共同相続あるいは均分制から逸脱したケースが出るのを否定するものではない。しかしこれは、状況的因子の参加あるいは攪拌によるものであって、タテマエそのものは動かない。これは遠観的な農地の移動調査が立証するところである。すでに川口 諦が生彩に示しているように、鹿児島農家の場合には、こうした分家慣行のために、土地の集積が不可能となってくる。すなわち分封にともなって、1代にわたって集めた土地も、これが再分配される。世代の交替とともに現われる腰折れの姿である¹⁾。

- 1) 川口 諦「鹿児島農村の家族形態と土地所有」(『村落社会研究』第1集, 1965年, 197頁以下)。

2 「家」について

末子相続についてのわれわれの見かたは、以上でほぼあきらかであろう。そこで、これまで述べてきたところからすると、いわゆる末子相続地帯では、たとえ相続といっても、この相続には「家」の相続という性格がとばしい¹⁾。そしてこの「家」に対する家族の概念をもし「世帯」だとすれば、この地帯の相続は、「世帯」の相続ということにもなってくる。それから相続の内容をあえて外国語に当てはめると、これは“succession”よりも、“heritage”のほうに比重がかかってくる。とともにたとえ男子のひとりが「相続人」や「あととり」と呼ばれても、この相続人＝あととりの機能や役割が、「家」の相続人＝あととりのそれとくらべて、かなりちがってることが予想される。あるいは特化してくることが考えられる。となると、ではいったい「家」とはなんであるか。この問題を回避することができない。はじめに述べたように、われわれはこの問いに対する積極的な答を欠いている。しかしこんにちでも、平板的な理解は別としても、この「家」

がきわめて難問であり、したがってまだ定説には達していない。このことは、事実のようである。

- 1) 鹿児島農家の相続慣行が「家」の相続とちがうということは、さきの川口 諦がすでにこれを指摘している(前掲論文, 200—206頁)。かれによると、日本の農家は、家族周期の展開にもかかわらず、なお世代の累積によって、果てることのない家族史を綴っていく。つまり「家」は、個人を離れ、個人の生命さえ超越した「抽象的集合体」として成立し、また再生産されていく存在だ、とするのである。この現定の仕方は、オーソドックスなものであるが、またそのかぎりでかなり抽象的なレベルにとどまるものとしなくてはならない。

そこで導入的な意味で、2, 3, 概説的な「家」の規定を挙げてみたい。はじめに日本における法社会学の提唱者の一人で、また農家相続の研究では、そのリーダーとされる川島武宜の見解である。さてかれによると、「家」の日本の特性がしばしば指摘されるにもかかわらず、これに正面から取組んだ人がきわめて少ない点をまず指摘する。そしてこのまえおきのもとで、かれは「家」を次のように説明しようとしている¹⁾。すなわち、「家」とは、「世帯の共同とは関係のない血統集団のことであって、構成員の死亡・出生・婚姻などによる変動はあっても、その同一性を保持して、存続していくものだという信念を伴うところのもの」である。なおここで「同一性」というのは、「姓(氏・家名)および祖先祭祀の同一性によって象徴される」と述べている。言おうとする意図は察せられるけれども、定義としてのあいまいさは否定できない。だいたい「世帯の共同とは関係ない」と言うだけでは、「家」が「世帯」とはちがうということはわかっていても、それ自身は消極的な規定にとどまっている。また「血統集団」というのも、その内容が不明である。「同一性」の「信念」というけれども、これはどうやら「家」観念、あるいは「家」原理のようなものを指しているらしい。だがそうすると、説明しようとするものが、すでに定義のうちに含まれていることになる。要するに正体不明(?)の「血統集団」が

そうした信念をとまなうと、これが「家」となる。そのように解してよいであろう。

1) 川島武宜『イデオロギーとしての家族制度』昭和32年, 33頁。

そこで後述のように、「家」論議は、社会学者を中心として展開されてきた。というわけで、まず『社会学辞典』（有斐閣版）の「家」の項をみると、これがもっと抽象的なものとなってくる¹⁾。すなわちそれは、「超世代的に連続する家族集団の連鎖そのもの」だという。いよいよ難解であるが、さらに続けて、「もともと家は、家族 (family) という集団を指す概念ではなく、観念的・抽象的な存在である」としている。それでこの規定によると、「家」とは「家」観念のことであって、それはなんら実態ではない。だからたとえ世帯員は死に絶えても、「家」観念は存続する。したがってこの「家」は、なんらかの機会に、親族その他によって、絶家再興がくだてられる。さきに引用した川口 諦の文脈と同じである。それでこうなると、「家」観念の“Träger”は、この再興に参加した親族その他ということにならないと、ツジツマが合わない。川島の場合には、たとえ正体不明であっても、とにかく「家」は血統集団であった。ところが今度は、集団さえ霧消して、観念だけとなるわけである。

1) 『社会学辞典』（有斐閣版）21—22頁。

ところが『社会科学大事典』（鹿島出版会版）をみると、ここでは「家」と「家意識」とが区別されて、この2項は、同一人が執筆している¹⁾。そしてあとの「家意識」としては、「家制度のもとにおいて、家を尊重し、家を中心とする観念を総称する」という。「具体的には、祖先・家系・家名・家格・家業・家憲・家風等を尊重し、また家の継承者としての家長、あるいは将来家長たるべき長男または養子と、他の家族員との間に格差をつけ、家系を継承する親子は、同居することを建前」とする。そして「分家した傍系親族であっても、出自の家をたいせつにする思想から、地域および職域において本分家の持続的な結合を保障する同族団の結成に至るま

で、すべて家意識の表現である」としている。それでこの文章からすれば、家意識というのは、単なる家族中心主義やマイホーム主義ではない。またわれわれの文脈に沿って検討すると、さきの『社会学辞典』のように、「家」を觀念にってしまうのとは区別される。なんらかの「家」には実体があって、これについて関係者が持つ意識、それが家意識のように見受けられる。しかもここでいう家は、家制度というものに支えられている。とともに、具体的な例示からすると、この家には前近代的なおいが強い。というわけで、肝腎の家の項に目を移すと、ここではまず家ということばの“philology”を述べているが、これは当面、関係がない²⁾。そして家意識の家に当たるものを指すのに「いえ」という仮名が用いられている。ではこの「いえ」とはなにかというと、それは「家族や世帯や家庭などとは区別され、高度に抽象化された理念を伴う伝統的・規範的な日本の家族の意味に用いられる」としている。となるとこの「いえ」が、具体的な存在にはちがいない。単なる觀念共同体ではない。にしてもそれには高度に抽象化された理念がともなわれる。そしてこのような理念をとまう家族集団が日本に存在し、あるいは存在した。だから「いえ」というのは、“par excellence”に日本の家族を指すことになる。そういう趣旨とみてよいであろう。ではこの高度に抽象化された理念とは、なんであるか。ここで挙げるのが、(1) 集団本位、(2) 家長中心、(3) 親子関係の重視、の3点である。なお集団本位というのは、成員の関係から家族集団が形成されるのではなくて、はじめに家族（「いえ」）という集団があって、それによって成員間の関係が規定される、ということを目指している。それでこのように集団本位なので、その代表者である家長の地位と権限とは大きく、ここに家長と他の成員、または将来の家長たる長男と、そうでない次三男とのあいだには、格段の差等が設けられることになる。さらに親子関係の重視は、いうまでもなく、「いえ」の世代的連続の理念に発している。

1) 『社会科学大事典』(鹿島出版会) Ⅰ, 215頁.

2) 同上, 214頁.

それでわれわれのみるところ、この『社会科学大事典』の記述は、これまでの「家」論議の集成といった感じを受ける。にしてもこうした集成に達するまでには、幾つもの道程があった。とともにこれらに照してみた場合、右の集成が、まったく問題点を残していないとすることはできない。またわれわれのこの覚書の趣旨からすれば、「家」の見かたにすでに争点がある以上、むしろ集成された平準的な規定よりも、その道程のひとつひとつに則して、末子相続の性格を検討してみる。そのほうがよりふさわしいように考えられるわけである。

1) なお「家」については、昭和42年の秋、東京大学の公開講座で、このテーマが取りあげられた。これはその後、書物形のをとることになったが、そのなかで中根千枝が「家」の構造」の題でこの問題を対象としている。彼女は「本講義は近年筆者が展開した独自の分析に基づいた」と述べている。しかし通読したかぎり、指摘している点は、『社会科学大事典』のそれとほとんど変わりがない。ただ、ここではインドの家族との対比が注目されるわけである(東京大学公開講座＝『家』、1968年、3—27頁)。もっともこうした対比は、すでに福武直が中国家族とのそれでおこなっている。ただかれは、このさい「家」として日本家族を扱っているのではない。ここでのテーマは、「家族に於ける封建遺制」であるが、しかし内容はあきらかに「家」の特性把握に向けられている(日本文学会編『封建遺制』昭和26年、147—166頁)。

1. 戸田貞三における「家」

そこでこう述べてくると、「家」論議は、いかにも長い歴史をもつようであるが、実はそれほどでもない。他の学問領域は別としても、社会学では戸田貞三の家族論・家族研究を出発点として、これが展開されることになった。もっとはっきりいうと、戸田学説の批判・再批判がこれである。そしてこの路線は、ただ社会学の領域だけではなくて、「家」論議のメン・ストリートでもあった、としてよいであろう。詳細は略すけれども、シ

カゴ大学で実証的な学風を学んだ戸田は、当時のいわば“normative approach”を不満として、ここに家族の実態把握をこころざすことになった¹⁾。具体的には、国勢調査の原票のなかから、「準世帯」を除いて、「普通世帯」を1,000分の1の比で抽出した。ところがこの普通世帯でも、分析の結果からすると、これらは親族者だけから成るのではない。つまり戸主とその近親者とから成るとはかぎらない。同居人・使用人・食客・来客（当初の国勢調査は、常住地でなく、現在地主義であった）などの含まれることがある。しかもこうした非親族者を含む率は、都市になるにしたがって上昇する。ここでかれは、「親族世帯」と「世帯」とを区別しようとする。

「世帯」というのは、家計をともにしている人びとの集りであって、これには場合によって、非親族者も含まれる。これに対して「親族世帯」とは、こうした非親族者を除いて、戸主と近親者とがつくる集団のことである。だから「世帯」が、こうした間柄の人たちだけから成るときは、「世帯」と「親族世帯」とは一致する。が、そうでない場合には、「世帯」中から「親族世帯」を取り出さなくてはならない。そして戸田が「家族」というときは、実はこの「親族世帯」だけを指すことになるのである²⁾。

1) 戸田貞三『家族構成』昭和12年、第2章。

2) なおこの戸田学説の要約は、松島静雄・中野 卓『日本社会要論』（1958年、12—13頁）によった。

ところが戸田が実証的研究にもとづいて、「家族」概念を明確にしようとしたことには、実はそれにさきだつもうひとつの意図があった。それは法律上の「家」と、生活体の家族＝世帯との区別である¹⁾。法律上の「家」とは、端的には戸籍上の「家」のことである。しかしこの「家」は、世帯とはかなりずれてくる。すなわち戸籍や住民票のうえでの家族構成員は、かれらが生活をともにしているとはかぎらない。旧幕時代でも、そうであった。宗門帳や検地帳の「家」と、実際の世帯とは、かならずしも一致しない。戸田によると、学者はこうした実態には触れずに、やれ「大家族」

だとか「家族主義」だとかと言ってきた。ところが戸田流にとらえた日本家族は、4.9人の平均員数にしかない。「子だくさん」とか「大家族」とかとは、およそ無縁である。それだけではない。民法は、「親族」の範囲として、六親等内の血族と三親等内の姻族とを規定している。けれども5人足らずの世帯で、そんな広い範囲まで含むはずがない。

1) 戸田貞三「家族の構成と機能」(『社会学大系』第1巻, 2—32頁)。

というわけで、戸田のアプローチは、事実によらない学者、あるいは儒者を含めたモラリストたち、つまりさきほど述べた“normative approach”の人たちの冥をひらくには、大いに貢献した。また通日本的な実態が、これによってあきらかになった。にもかかわらず「家族」をやや形式的・機械的に割切ったきらいを免れない。あるいは「家族」(世帯)の属性として、衣食住をともしにする場所、という空間性に流れすぎた。または現象面にあまりにも注目しすぎた。かれの規定によると、たとえば出稼ぎ中、遊学中の者は、世帯員からははずされて、他出先の「準世帯員」とか、下宿先での「親族」以外の者として扱われる¹⁾。しかしかれらは、生活的・意識的には、実家・生家と切れているのではない。それから戸田は、「親族世帯」だけを「家族」とみなした。ところがこれでは、具合の悪い場合も出てくる。たとえば漁村などでは、ちゃんとあととりがあるのに、よそから貰い子をする。「養い子」というのがそれである。これは労働力の補給としてなされるが、同時に「代^{しろ}分け制」とも関係している。そしてこの養い子の場合、多くは後に嫁をもらってやって、これを分家させる。つまり非親族者だが、親族者に準じて扱われる。商家でも同じである。丁稚からたたきあげて、主家につくすところのあった者は、後に「のれん分け」をして、分家に準ずる取扱いを受けた。農家でも、住みこみの名子には、将来の「名子分家」が約束された。というわけで、戸田流に「家族」を規定した場合、一方では同一家族員とみてよさそうなのが、居所を別にしているために、これからはずされる。また非親族者であるけれども、同一家族の

成員とみたほうがよさそうな例も現われる。生活や意識を考慮しなかった戸田の「家族」規定が、形式的・機械的と評されたゆえんである。

- 1) こうしたところから、中野 卓などは「本抛世帯」と「分派世帯」の別を立てようとする（前掲書）。

2. 有賀喜左衛門における「家」

そこで「家」の問題に戻るならば、戸田にあっては、法律上・戸籍上の家族が「家」であった¹⁾。そしてこの不実を裏づけるために、かれが規定しているような「家族」の概念となった。これもひとつの割切りかたであるが、しかしこんにち的な「家」論議は、前述したように、この戸田の「家族」概念の批判・再批判をとおして、展開することになった。およそ昭和10年代およびそれ以降とみることができる。そしてこれを進めたのが、周知のように、有賀喜左衛門と喜多野清一とであった。

- 1) ちなみに旧民法では、「家」と「家族」とを区別し、「家」は戸主と「家族」とからなる法律上の団体とした。また「家族」とは、戸主の親族であって、この法律上の「家」に所属している者を指した。

まずフォークロアと歴史とに強い関心を寄せていた有賀は、東北地方の特殊小作慣行に注目して、この慣行と一体をなす「名子の賦役」を分析した¹⁾。が、やがてこれらの名子を同一世帯に含む、いわゆる大家族の研究へと発展した。具体的には、岩手県二戸郡安代町石神の斉藤家²⁾、青森県三戸郡^{はしがみ}階上村の野沢家³⁾などの精緻な解明である。そしてこれが後に、有賀の「家」理論として結実することになる。詳説の余裕がないので、いまかれが1960年、「家族と家」と題して述べているところから、その骨子と思われる点を摘記すると、次のようである。

- 1) 『農村社会の研究一名子の賦役一』昭和13年。
- 2) 『二戸郡石神村に於ける大家族制度と名子制度』アチックミウゼウム、昭和15年。
- 3) 『日本家族制度と小作制度』昭和18年。

まず有賀は、「家族」ということばを通文化的な用語、つまり“family”に対応するものとし、これに対して「家」は、日本に特殊な慣行のほうに使用するという。すなわち「家」は、「家族」の日本的な在りかた、ということになる。さて有賀は、「家」の特徴を、その成員を嫡系と傍系とに分ける点に求めようとする。嫡系と傍系とは、いわゆる直系と傍系とはまったく別である。嫡系成員は、父母・世帯主夫婦・長男夫婦・長孫（男）のように、家の系譜を継ぎ、また継ぐことが予定されている者にかぎられる。だから直系親（族）が、たとえば「子」の世代なら、次三男はもちろん、未婚の男女のすべてを含むのとは区別される。そして伝統的な日本の「家」にあっては、嫡系と傍系とのあいだには、主従関係が結ばれていた。それは同一世帯内にいる場合だけでなく、傍系者が分家した後でも、そうであった。財産は「家産」として「家」に所属し、嫡系者はこの財産をはじめ、「家」に関する事項については、管理権をもっていた。なるほど傍系者も、分家にさいしては、財産の一部を分与されるという、予定の権利はあった。が、もともと嫡系と傍系とでは、主従的な身分の差があった。したがってこれは、家関係においても、本分家の差等となって現われることになった。また「家」は、経営上の必要に応じては、非親族の者もこれを取入れたし、それから傍系親族でも、結婚後、なおこれをとどめておく場合もあった。さらに養子を迎える場合もあった。いわゆる大家族は、こうして形成されたのであるが、しかしこれらの場合でも、嫡系と傍系との別は、厳然として存在した。つまり経営上の必要からしてこうなったのであって、「家」の精神としては同じである。とともにたとえ非親族でも、生活・生計をともにするかぎり、「家」の成員には変わりがなかった¹⁾。このように有賀は、大家族の分析を手がかりとして、「家」の理論を発掘した。そしてこれによって、戸田学説の修正を求めた。しかし現在の家族は、そのほとんどが小家族形態を取っている。ではこのギャップは、どうなるであろうか。かれによると、「そういう特殊な条件にある家（野沢・斉藤

家など)は、日本の家族のある一つの局限を示すことによって、通例の(親族世帯より成る)家においてあきらかにならないことが、かえって明らかに示されるという特点を持つ」と説明している。

1) 有賀喜左衛門「家族と家」(慶応大学『哲学』第38集, 1960年, 79—110頁)。

ではこの「家」と「家族」とは、どのようなつながりになるであろうか。有賀は、《結論として「家」を日本の「家族」として私は規定したい》と述べている。啞然とする向きもあろうけれども、もともと有賀は、歴史的な個性認識に大きく傾斜している。このかぎりでは、たとえば、マードック(G. P. Murdock)がおこなったような通文化的なアプローチには、きわめて批判的である。それぞれの家族は、それぞれ異なる文化と歴史のうちに位置している。したがってたとえマードック流の家族分類が可能だとしても、その分類基準は「家族構成の極めて平面的な形態」とどまらざるをえない。もっとも通文化的な把握、つまり「家族」の立場を、かれも無意味だとは考えない。しかし「これによって、各民族が持っていた特殊な社会的性格を捨象した」。「私は結局において、通文化的な比較は必要であると思うが、それを行なう前の準備的段階として、各民族の個性の内部で、家族の問題を整理しておくことが大切であると思う」とするのである¹⁾。

1) 有賀, 前掲論文, 107—8頁。

3. 喜多野清一における「家」

ところが、この通文化的な把握の仕方、とりわけマードックが提示した「核」概念にからんで、「家」についても、喜多野清一は、有賀と見解を異にすることになった。喜多野は、すでに戦前、山梨県¹⁾・長野県²⁾などの同族団研究で、農村社会学や家族研究に新しい領域を開拓した。が、「家」に対する理論的な見解は、まず戦後の「同族組織と封建遺制」にみられる³⁾。かれによると、「家」は、同族組織というより大きな制度の構成単位として成立している。それでこのように成立すると、「家」はみずからの

永續性を求めるようになる。またたとえ中絶しても、その再興へと発展することにもなる。それから非血縁の者でも、同族団に組入れて、「家」としての性格を持たせることにもなってくる。ここでは系譜関係の相互認知がたいせつである。にしても現実には、この「家」は個々の小家族、またはその複数の結合によって荷担されている。ここで用語を整理しておく、まず「家」とは、喜多野によると、「家父長制的な家長権の主宰する家権力の下に成立する歴史的社会的な制度」である。簡単に言えば、「日本の家父長的伝統の家族」を指している。そして、この「家」から脱却して、「近代化された夫婦中心の生活原理を持つ家族」を「近代家族」と称する。また「家族」は、「The Family と同じように、これら各種の家族の包括概念として、また集団としての家族結合の普遍的性格を示す抽象概念」として、これを使用する。つまり通文化的な概念である⁴⁾。

- 1) 「甲州山村の同族組織と親方子方慣行」(『民族学年報』2—3輯, 昭和15—16年)。
- 2) 「信州更級郡若宮の同族組織」(『民族学研究』3—2, 昭和12年)。
- 3) 「同族組織と封建遺制」(日本人文学会編『封建遺制』昭和26年, 175—195頁)。
- 4) 「日本の家と家族」(大阪大学『文学部紀要』1965年, 2頁)。

ところでこのように規定した「家族」は、ほんらい「核」結合にもとづいている。わかりやすくいうと、夫婦・親子などの小家族的な結合を本質としている。そして「近代家族」は、この核的結合の小家族形態をそのまま出している歴史的形態と考えられる。つまり核そのものは、なんら歴史的形態ではない。ただ近代家族にあっては、それが裸の形で示されることになる。ところで「家」も、「家族」のひとつにはまちがいない。とすれば、それは「家族」の本質である「核」的結合を含んでいる、とみなくてはならない。日本の家族が、「家」であることは事実である。にしてもそこにはなお、核結合固有の機能が働いている。夫婦・親子の睦みあい、相互の精神的な安定などである。それで歴史的形態としてみた場合、日本の

家族では、この「家族」と「家」とが不可分に結びついている。そして日本の家族が「家」だと言うのは、実は「家」の統合原理が、この核に浸透しているからにはほかならない。分家行為についても、このことが言える。本分家のあいだに、系譜関係の相互認知とこれにともなう諸慣行とがあれば、これは「家」として認められる。いわゆる同族団の成立である。けれども「家」としての統合の性格がないなら、これは同族ではない。つまり「近代家族」の形成ということになってくる¹⁾。

1) 前掲、「日本の家と家族」40—45頁。

4. 若干の整理と補足

ひじょうに要約してしまったので、あるいは誤解した点も懸念されるが、われわれが理解したかぎりでの、戸田・有賀・喜多野の家族学説のバックボーンは、だいたい以上のものである。そこでごくおおざっぱにまとめると、戸田のように「家」を法律的・戸籍的に規定するのではなく、これを生活や歴史の実態のうちに求めようとした点では、有賀と喜多野とは、共通している。しかし有賀は、その特徴を嫡系と傍系との別と、これにともなう主従関係とに求めた。これに対して喜多野では、同族組織という上部団体における位置づけと、構造原理としては家父長制的な権威への強調となった。また喜多野にあっては、「核」概念の導入によって、戸田との接近が認められる。なお有賀と喜多野との差異は、前者が“genotype”に力点を置き、そのかぎりでは歴史的個性の把握を強調するのに対して、後者は家族の近代化をも考慮しつつ、したがって“phenotype”への関心を示している。とともに後者では、「家」理論を、できるだけ“general theory”のうちに組入れようとする努力が看取される。事実、喜多野が「家父長制」と言った場合、それはウェーバー (M. Weber) に学ぶものがあつた。また「核」概念にしても、その用法はまったく異なるにもかかわらず、これをマードックの“nuclear family”から借りたことを認めている。

しかしこうした“general theory”への傾斜に対して、有賀がこれに多少でも不満をもつのは当然であろう。いや前述のように、その準備的段階として、各民族の個性の内部で、家族の問題を整理することがたいせつとなってくる。それは別として、おわりに「家」の基本的性格に関して、両者の見解の相異に触れておくと、まず有賀は、まえにも述べたように、「家」の特徴を嫡系・傍系の別と、その間に成立する主従関係とに求めた。ところでこうした特徴を生んだのは、結局、社会保障を欠いた政治構造のゆえだと説明している。つまりそうした状況のなかで、なお成員の最終的な保障をおこなわなければならなかった。しかも家を存続させようとする要求が、このような「工夫」を生み出した、とするのである¹⁾。ところがこうなると、喜多野からすれば、では有賀の「家」はもともと「生活集団」ではないか、という疑問となってくる。さらに言えば、生活集団であるかぎり、「家」の中心は夫婦関係ではなかったか、ということにもなってくるわけである。喜多野の場合、家族は“primary group”のひとつではあっても、ただ日本の家族についてみれば、夫婦関係への大きな傾斜は、おそらくその意に反する。とともにかれの「家父長制」は、ウェーバーから借りてくるので、それは「人格的な Pietät」を本質としてくる。裏からすれば、それは没主観的で非人格的な目的への奉仕だとか、抽象的な規範への服従だとかとは、まったく別である²⁾。当然、この見解からは、有賀が「家」を「生活集団」視し、もっとはっきり言えば「労働組織」視し、さらにその内部に主従関係を認めることには、異論が提出されてくるわけである。

1) 前掲、有賀「家族と家」109頁。

2) 前掲、喜多野「日本の家と家族」29頁。

3 末子相続と「家」

1. 戸田の「家」との関連

というわけで、戸田・有賀・喜多野の「家」への見かたは、われわれが理解するかぎりでも、そのかんにちがいが認められる。前節のはじめで、われわれは『社会科学大事典』における「いえ」の規定を引用したが、そのさいわれわれは、この規定がこれまでの「家」論議の集成といった印象を受ける、と述べておいた。執筆者自身の見解もさることながら、その内容には、多分に有賀・喜多野両者の立場が盛られている。このことがわかるわけである。それでこのように「家」についての三者の規定がそれぞれちがうとしても、さてこれらに照してみた場合、われわれの対象は、やはり「家」の性格にとぼしい、と言わざるをえない。

まず戸田の「家」概念であるが、これはいわば形式的な「家」のとらえ方であって、われわれの問題とは、直接のつながりをもたない。にしてもわれわれの対象地域の場合、少なくとも「相続」の事実、戸籍面の記載とは大きくちがってくる。すなわち末子相続をおこなった事例では、旧戸籍・原戸籍とも、すべてこれらが「家督相続」となり、相続人も、特別の場合を除いて、みな「長男」として記されている。実際に長男が相続したなら問題がないが、そうでないときは、これはあきらかに不実記載である。もともと出生や死亡とちがって、相続には別に添付の証明書を要しない。単なる届出主義によることもあるけれども、しかし根本的には長子家督という法規制が、こうした不実記載を生んだ、とすることができる。そしてこの法規制は、民法・戸籍法の実施によって、これが具体化するとともに、その絶対的な効果が保証されたわけである。しかし実際にはこの法規制は、すでに明治初年に始まったとしてよい。新政府の諸通達は、みな長子家督

のすじを指示しているし、また徴兵令は、この実施を援護射撃する措置であった。たとえば明治10年から13年にかけて編集された『全国民事慣例類集』などをみても、このかんの事情をうかがうことができる。というのはこの『類集』で、末子相続的な慣行を報告している地点は、8ヵ所が数えられる。しかしその過半は、「相続ノ権ハ長男ニアリト雖モ」、「長男ハ家督相続ノ権ヲ有スト雖モ」、「相続ハ嫡子ニ限ルト雖モ」といったような断わりがついている。つまりマクラである。そしてこのようなマクラは、新政府の国家権力、したがって法文化されないまでも、実質的な法規制というものがあり、これに対する「遠慮」とみるのが妥当であろう²⁾。

1) 福島正夫『日本資本主義と「家」制度』第3部 国家機構と「家」制度、1967年。

大石慎三郎「徴兵令と家—徴兵令と地主制—（『近世村落の構造と家制度』第8章、1968年）。

2) 風早八十二解題『全国民事慣例類集』昭和19年。

しかし民法施行後の法規制は、きわめて明瞭である。規制が絶対的であったため、長男はとうに分家しているのに、戸籍のうえでは、「家督相続」したことにせざるをえない。隠居分家の場合には、長男夫婦に家屋敷を渡して、親たちが別居したにもかかわらず、戸籍上は同居しているような形で記載しなくてはならない。1例だけを挙げてみたい。末子相続の例である。

本籍 鹿兒島県鹿兒島郡吉野村吉野四千貳百貳拾貳番地

前戸主 酒匂勘太郎

戸主 酒匂 義武

父 亡 酒匂勘太郎

母 ス エ 長男

鹿兒島郡吉野村吉野貳百八拾貳番地戸ニ於テ出生 父酒匂勘太郎届出

明治参拾四年拾月貳拾参日受附 入籍

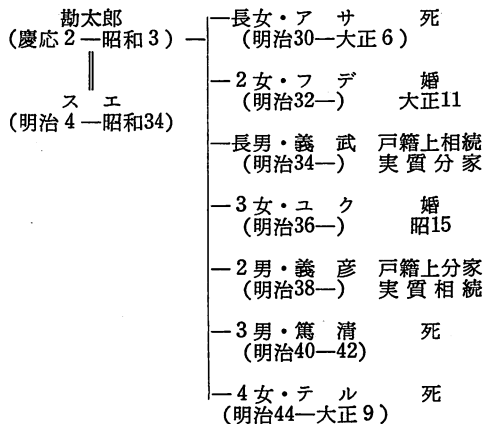
(中 略)

武テルト婚姻届出 昭和貳年拾貳月壹日受附
 昭和参年参月六日 前戸主勘太郎死亡ニ因リ家督相続届出 同月貳拾
 六日受附

(下 略)

これだと立派な長子家督である。すなわち長男・義武は、昭和3年、父・勘太郎が死亡したので、20日ほど置いて、父のあとを継いだことになる。義武は、その前年、結婚しているので、相続人としての体裁もととのっている。ところが実はそうではない。次男・義彦があととりとなった。そして義武は分家する。不実記載である。当家の家族構成は、別表のようであるが、勘太郎の死亡当時、長女・三男・四女は死亡、次女は婚出している。したがって母・長男・妻・三女・次男の5人家族であった。聴取したところ、次男・義彦のあととりは、母の意志で決まった。そしてこれにともなう、長男・義武は隣に分家する。義武の結婚は、昭和2年のことだった。しかし翌3年8月には、協議離婚をしている。母のこの決定には、あるいはそうした「家庭事情」があったことも考えられる。義武の分家のさいには、畑5反と馬1頭、それに家(12坪)・屋敷が分与された。これは

酒 匂 勘 太 郎 家



当家の財産として、ちょうど折半である。ところで父の勘太郎は、60歳で他界したが、母のスエは、78歳まで生き、昭和34年に永眠した。そのかん母と同居して、母を扶養したのは、次男の義彦であった。相続当時、義彦は23歳で、まだ独身だったが、5年後の昭和8年に結婚した。なお戸籍面では、「長子家督」の形をととのえたけれども、ウソはむずかしい。母・スエの死亡届には、「同居ノ親族酒匂義彦届出 同月拾壹日受附除籍」と記されている。

周知のように、旧民法時代には、長男をアウトにするために「廃嫡」という手続が取られた。ところが、明治民法となると、廃嫡には裁判所の許可が要ることになって、長男アウトの規制は、いよいよ強まった。前例のような不実記載は、この段階となって、あえて戸籍など無視する態度に出た、とみることもできる。ところで次は異例であろうが、もっと手の雑んだやりかたも取られた。法の精神を守りながらも、なお末子相続の事実を戸籍に反映させようとする努力である。竹田 旦が岩子島（広島県御調郡向島町）で報告しているのがそれである¹⁾。これは父親の隠居と分家とを組合わせたやりかたで、典型的には、次の措置を短期間でとることによって完成するという。長男はすでに分家しているわけだが、(1)まず戸主である父親が隠居届を出す。(2)これにともなって、長男が家督を相続する。むろん不実である。(3)こうして父親は、妻と末子とを連れて分家の手続をする。分家先は同一番地となっているが、実際に隠居家があるわけではない。そのまま本家への居ずわりである。が、とにかくこれで架空の分家が創設されて、父親はこの分家の戸主となった。(4)ところがこの分家戸主があらためて隠居を申し出る。(5)と同時に、末子にこの分家の家督を相続させる。(6)最後にすでに分家している長男が、現在の住所へと転籍する。それでこれらの手続が済めば、末子は、かれが相続した本家の番地に、両親と同居していることが、戸籍のうえでも記される。とともに長男は、戸籍上の本家相続人ではあっても、本家そのものが動いたということで、本家感(?)

をうめることができる。というわけでこうしたテクニックをだれが発明したかは別として、このやりかたは、一方ではこの島の末子慣行がどんなに根強いかを証明している。と同時に、こうした技巧をろうさせたのが法規制であったことも、またあきらかであろう。

- 1) 竹田 旦「法と慣習―広島県岩子島の末子相続をめぐる―」（『社会と伝承』第7巻第1号、昭和38年、1―21頁）。

2. 有賀の「家」との関連

ところが戸田とちがって、有賀・喜多野の示す、実質的な「家」概念からしても、不定相続地帯の家族は、「家」のイメージからは程遠い。繰りかえし述べたように、有賀は、伝統的な「家」にあっては、嫡系と傍系とが区別され、その間には主従関係が存在することを主張した。嫡系は、「子」の世代なら戸主の長男、「孫」の世代なら「長男の長男」、これにそれぞれの妻を加えた範囲を指している。その他は、すべて傍系となる。すなわち嫡系は、男系を第一原理とし、この男系のなかでは、出生順を第二原理とする。とともにこれは特定の一人にかぎられる。そしてこのように特化されたあととり（嫡系成員）は、有賀のことばによると、「家の財産の大部分と家の管理とに対する予定の権利を享有し」ていた。と同時に、「傍系成員は、……分家することが予定されていた」。¹⁾つまりあととりは、長男に固定するとともに、この長男と次三男以下とのあいだには、身分的な差異があった。さきの渡辺家の例のようである。ところが、われわれが対象としている世帯では、長男はおろか、相続人にはだれという予定さえない。そしてこれは推測の域を出ないけれども、不定慣行地帯では、相続そのものが当事者のあまり関心のまとはならない。したがってこのことは放置されたままで、家族周期が運行していく。それで末子のあととりといっても、これは、こうした運行のターミナルとみたほうがよい。そうした例が珍しくない。さきにも触れた点である。これに対して、日本の「家」

は、超世代的な連続そのものが願いというわけで、相続の問題が第一に考慮される。そして家族周期は、これに照してその調整あるいは作為がほどこされる。つまりここでは、相続を独立変数として、家族周期を従属変数とする。ところが不定相続の家庭では、逆に家族周期を独立変数として、相続が従属変数となってくる。極端に類型化すれば、そういうことになるであろう。それはともかく、相続人にだれという予定がない以上、嫡系・傍系の別を立てようにも、立てることができない。区別が立てられない以上、主従関係をはじめとした身分的な差別をすることもできない。したがってこれを対内的・対外的に表現して、将来の戸主というわけで、そのウォーミング・アップを開始することもできない。またかりに俗説(?)のように、末子相続が決定式の相続形態だとしても、この末子は「財産の大部分」を継承するのではない。基本的な原則は、諸子均分である。せいぜい家屋敷と隠居分という特殊財産がプラスされるにすぎない。しょせん末子も“*primus inter pares*”の域を出るものではない。とともにこのように分産されるので、もともと「家産」の考えかたにうすいことは、言うまでもない。

1) 前掲、有賀論文、101—2頁。

なお有賀は、この論文の注で、次のように述べている。「姉家督の場合は、長女のあととり順位は第一になった。そして彼女は嫡系成員となった。明治時代においても、慣習上、それが行なわれる場合があったから、この場合はこれを認めなければならない。末子相続の場合にも同様であった」(98頁)。姉家督については、これまでの報告例からすると、長女を嫡系の要員と見立てることもできる。しかし戸主は、彼女の夫、つまりムコがこれになるので、この点での差異は認めなければならない。さらに弟の長男が成人するまでの、つまりツナギとしての姉家督となると、この場合、嫡系成員としての地位はさらに低下してくる。それは別として、末子を嫡系とするのは、われわれの経験からすれば、これはあきらかに事実に反する。

なお「家産」のことが出たので、このさい薩藩の郷士・伊東家の例を挙げておきたい¹⁾。薩藩を取りあげたのは、いうまでもない。さきにも触れ

たように、鹿児島が、末子相続の最大拠点とされているからである。けれども、これはおおむね旧平民層にかぎられて、郷士を含めての旧士族層では、反対に長子家督の定着がいちぢるしい。いや藩体制が「封建制の極北」と評されるように、相続の方面でも実は「家督」のステロ版がおこなわれていた。ところでこの伊東家は、大隅国高山郷（現在、^{こうやま}肝属郡高山町）の^{きもつき}上層郷士であったが、その起源はあきらかでない。しかし明和8年(1771)の40石が、文化2年(1805)には73石に発展した。という段階で、当家ではじめて分家を出すことになる。嘉平太の弟・嘉納次がそれである。嘉納次の分家を思いたったのは、文化5年(1808)、嘉納次12歳のときのことであったが、実際に屋敷を与えて「別家」したのは、天保6年(1835)のこととなる。嘉納次、39歳のときであった。郷士とはいえ、士分の分家には、いかに手数とひまと準備とがかかるかがわかる。さて分家にさいして、父・佳太郎から嘉納次には持高の「配分之次第」が渡された。しかしこれが散佚したので、あらためて兄の嘉平太が父の遺言の趣旨、分地の次第を記したのが、現在に残る「遺言書」である。

- 1) 秀村選三「幕末期薩摩藩郷士の分家と家産の分与」(九州大学経済学会『経済学研究』第3巻5・6合併号, 昭和40年, 187—230頁)。

遺言書なので、教訓の部分が多いが、これは適当に省略して、要旨を述べると、次のようである。元来、伊東家には分家がなかったが、このたび先祖への^{うきめん}孝行のため、分家を立て、本家持高のうち、19石6斗と、そのほか永作浮免とを分与することにした。19石6斗の内訳は、木佐貫門の^{かど}15石とその他、^{かけち}抱地・浮免などである。〔なお木佐貫門は、文化9年、買入れた土地〕。はじめ木佐貫門は、本家の一円支配とし、分家には端高を集めて渡すはずであったが、方針を改めて、木佐貫門のうちから15石を分与することにした。というのは、他の門は先祖伝来の門だからである。ただ将来、本家からこの15石と端高との交換を申し出た場合には、これに応じなければならない。大要は以上のようなのであるが、ここで注目されるのは、さきに

も触れた「家産」の観念であろう。すなわち「纔逆も先祖伝来之持高等ヲ以、二男取建候儀ハ拙者本意ニ而無之候共、拙者代ニも別ニ高貳拾石余本家江致附益置候故、先祖江之申訳も有之候、慶蔵〔兄・嘉平太のこと〕友愛之情も難黙止候ニ付、応其意置候……」とある。これによると、先祖伝来の持高を分けて、分家を出すのは、自分の本意ではない。しかし自分も20石あまりを本家に加えることができたので、それで先祖への申訳も立とう。また兄のお前への気持にも、忍びがたいものがあった。そういうわけである。なお父の佳太郎は、20石を買入れて、19石6斗を割いたので、結局、自分が増反した分で、分家を出したことになる。それからあととりには、長男以外が考えられなかったことは、「二男に生候得バ、二男之天授を不忘、我より下之二男と見くらべ候は、天命之難有所能く知れ候」でもあきらかであろう¹⁾。

1) 秀村、前掲論文、213—4頁。

3. 喜多野の「家」との関連

次に進みたい。喜多野は、前述のように、同族団の構成単位となることで、個々の家族は「家」となると考えた。裏からすると、「家」としての統合的な性格がないと、たとえ分家を出しても、これは同族団とはならない。では対象地域の場合、この同族団なるものが存在するであろうか。無いとはしないが、しかしあったとしても、その存在は、微弱だと言わざるをえない。周知のように同族団は、系譜あるいは出自の相互認知にもとづく家連合のように解されている。それでここでは、経済的な格差も含めて、総本家を頂点とした家々のハイラルキーがえがかれる。とともに一般に本家の分家への庇護、分家の本家への忠誠がおこなわれる。その逆の姿は、さきの南薩・N部落の場合に示唆したようである。それで同族あるいは同族団は、よく中国の宗族とくらべられるが、しかしこの宗族では、出自(lineage)とともに、輩行すなわち年亭(age-grade)が加わってくる。なお宗族は、“exogamy”をとまなう男系氏族なので、その構成単位は個人

ということになる。ところが同族団の構成単位は、家族集団であるとともに、ここでは“exogamy”と“age-grade”とを欠いてくる。だから“lineage”の構造化に大きく傾斜する反面、氏族としての要件を十分に備えない。それはともかく、対象地域の場合、同族団の形成は、前述のように、そう強いということとはできない。なおこれは対象地域にとどまらず、西日本あるいは西南日本全体の特徴とみることもできる。別稿でも引用したことがあるが¹⁾、東京大学・文化人類学研究室は、全国の大字にアンケート用紙を配布して、明治中期ごろの状況をたずねた。一種の回顧調査ともいえるわけであるが、その結果、族制の方面で、西日本ないし西南日本に比較的多いとしているのは、表9の諸項である²⁾。これによると、当地方では、同族団の呼称としてはイッケやイトウが用いられるが、ただ本分家のハイラルキーはもちろん、分家間のそれもやかましくない。父方・母方の区別も、あまりしない。また本分家の関係は、たとえあったとしても、これ

表 9 明治中期族制の地域的分布 (東大)

I. 西 日 本

事 項	%
1. 末子相続・選定相続	3
2. 本分家関係永続しない	29
3. イッケ (名称)	36
4. 嫁盗み	17
5. 父方・母方の座席区別せず	37

II. 西 南 日 本

事 項	%
1. 本分家序列なし	12
2. 分家間序列なし	24
3. イットウ (名称)	22
4. 分割相続	9
5. 次三男分家多し	43
6. 分家は経済的に独立可能	76

が長く続かない。つまり超世代的な連続などには、かまわない。そして分家を出すことがわりにたやすいとともに、この分家の経済的な独立性が高い。それから末子相続や選定相続が特徴的だ、ということになろう。比率の点は、ともかくとして、この状況は、どうみても「家」や同族団の姿ではない。要するに西日本あるいは西南日本では、「家」を離れた単位家族の比重が高く、これらは同族団的な「家」関係からは、比較的解放されている。そして相続についても、長子家督のようなパターン化された形に、かならずしもこだわらない。そういうことになるであろう。

- 1) 拙稿「末子相続研究序説」(九州大学文学部『哲学年報』第29輯、昭和45年、92—4頁)。
- 2) 長島信弘「日本文化の地域的差異(2)」(九学会連合『人類科学』16, 87—103頁)。

そこでいま出てきた末子相続・選定相続を含む不定相続についてながめると、この相続慣行は、論理的にも同族団の形成とは結びついてこない。まず同族団では、本分家そのものが、出自にもとづいて確定しなくてはならない。とくに本家権威の承認がたいせつである。ところがここでは、本家権威を高める条件が備わっていない。とりわけ物的基盤での優先がみられない。つまりこの地域では、諸子均分がタテマエなので、この点は、むしろ平等性の原理に立っている。本家と分家とその財産状態が同じというだけでない。2戸以上の分家を出せば、分家の分の合計がかえって本家を凌ぐ、ということにもなってくる。労働や経済面を通じての、本家に対する分家の従属など考えられない。それからこれは、構成原理にかかわることであるが、同族団は、いうまでもなく、男系の「家」集団である。だからこれがまともなもつには、反面、女系の家関係の排除、またはこれへの低い位置づけがなされなくてはならない。前述のように同族団では、もともと“exogamy”をともなわないので、構造的にみると、この排除は、たしかにむずかしくなってくる。が、少なくとも公式の場にあっては、両者の格差の確認がなされなくてはならない。ところがわれわれの地域では、

「父方・母方の座席区別せず」といった状態で、あえて言えば、“kinship”は“bilateral”な広がりを示してくる。

そこで財産相続の点は別として、いわゆる本家継承者が分家者と区別される場合、前者の属性としては、おそらく次の3点が指摘されるであろう。そしてこれらは、本家の“status”を保証する、その裏づけになるものとも考えられる。

- (1) 親の家屋敷を継承する。
- (2) 親の老後を見て、その扶養者となる。
- (3) 亡親を含めて祖先の祭祀を執行する。したがってこれらの位牌を一括して継承する。

さて長子家督の場合には、この三者は長男という同一人に帰着する。したがって分家者との質的な差異も明瞭である。だから本家と分家との“identification”にも迷いが無い。これに対して文字どおりの末子相続がおこなわれた場合、いちおうこの三者は、末子という同一人物に帰着してくる。しかし鹿児島^{もといえ}の例のように、末子が本家を継いだあと、老親はさらに完全隠居をとげるということになると、扶養の点では保留がつけられる。また一部でみられるように、分牌式の供養となると、祭祀の責任者も分散してくる。それからたとえば最後には、以上の三者が末子に帰着するとしても、もともと末子相続は「長幼の序」にしたがう慣行ではない。たとえこの倫理は外来のものだとしても、定着化したこのモラルとの不調和音は高い。これでこの地方の人びとは、なにかあると、かって親が住み、いまは末子が継いでいる家へと集まってくる。香典を持参するのは、かえって兄たちである。当人たちは、これが当然だと思っているにしても、われわれとしては異様の感が強い。それで末子相続では、曲りなりにも以上の三者が帰一するとしても、これが隠居分家となると、大きく乱れてくる。というのは、ここではたとえば長男が親の家屋敷を継いでも、この長男は親の扶養者ではない。扶養は、末子その他に廻される。また竹田のいう複式隠居

分家では、親は最後には長男のもとに帰るとされている。けれどもこの同居は、最終段階となっておこなわれるのであって、それまで長男家は、核家族の状態が続けている。長子家督のように終世の同居ではない。さらに長男のもとに帰っても、なお隠居部屋に住み、できるだけ別財・別居の暮らしをするとなると、扶養の意味も、徹底さを欠いてくる。また祭祀と一体のようにみられる位牌であるが、これは長男のところに置いて、親たちが出るとはかぎらない。位牌と仏壇とは、親とともに転々と移ることもありうる。またたとえ先祖の位牌は、長男家に置いてきても、肉親の分は、親が離すはずがない。一部の位牌は、やはり移動することになる。なお西九州に多いカトリック家族では、すでに述べたように位牌そのものを欠いてくる¹⁾。とても「家」とか、その上部組織としての同族団とか、そんな雰囲気ではない。

- 1) 末子相続・隠居分家を含めての総合的な展望については、拙稿『五島カトリックの家族分封』（北川基金刊行会、昭和45年）にややくわしく述べておいた。

4. 家父長制との関連

また喜多野は、同族団という「家」成立の基盤とともに、「家」の内部原理として、家父長制というものを指摘した。ところで家父長制の古典的な例となると、これはおそらくギリシャ・ローマ、それにインドの家族、つまり古代アーリア系諸民族のそれであろう。またこれらでは、政治体制から離れて、広義の家族の独立性が高い。この点も注目されるわけである。さてクーランジによると、これらの民族では、カマドの祭と祖先の祭との両者がならびおこなわれた¹⁾。そしてこのふたつは、その性格がまったく別のようにみえるが、前者は後者の延長にすぎない。すなわちカマドの石の下に祖先がいて、この石の上で祖先を祀る火が焚かれた。それで家長権は、家長がこの祭の主宰者だということで保証された。つまりこの祭祀権を独占することで、家長は、他の成員と異質なばかりでなく、かれ自

身、神に近い存在のようにみなされることになった。すなわち家父長的權威の源泉である。ところでこのように祖先によって見守られている家は、カマドの火が象徴するように、その断絶を許さない。財産についても同様である。それは「家産」として、「炉や墓に固着して居り、之等と共に万代不動であった」²⁾。というわけで、財産は祭祀と不可分であり、また財産相続者には、犠牲・供御の義務が課せられた。そしてこの相続者は、古代相続法では、男系主義を原則としており、この男系では、長男だけが特別資格の者とみなされた。すなわち「長男は祖先に対する義務履行の為に生れ、他の者は唯愛情の為に生」れた。長男は「讃歌の承継者であり、祭祀の継続者であり、また家の教主でもあった。而して長男のみが財産を相続すると云う原則も、亦この信仰より流れ出た一法規に過ぎな」かった³⁾。

1) クーランジ『古代家族』、中川善之助訳、昭和2年。

2) 同上、69頁。

3) 同上、218頁。

ところで喜多野は、かれの家父長制の概念をウェーバーから借りてきた。この点からすると、喜多野の家父長制は、おそらく古代アリア系諸民族のそれではない。封建体制のもとで育てられたそれを指すのであろう。にもかかわらずクーランジのえがく家父長制を、もし家父長制の通文化的な描写、あるいは“prototype”としてながめた場合、われわれの対象は、やはり家父長的という形容詞からは離れてくるように思われる。まず不定相続の家族では、祖先祭祀とカマドの火とに象徴されるような、家の超世代的連続と、これに対する対応の姿勢にとぼしい。なるほど仏教徒や神道の場合、法要の類は営まれる。しかしそれは親とか兄弟とか、あるいはわが子とか、要するに肉親に対する哀憐の情に発している。だから遠祖にはめったに及ばない。それに同族団が未成熟なので、先祖祭のようなものもない。つまり先祖の感覚ではない。むしろ生霊のイメージに近い。というわけで日々拝むはずの位牌にしても、これは「家」につくのではなくて、

むしろ親についてくる。だから前述のように、分牌式ともなれば、隠居所に持参することにもなる。さらに隠居分家の場合には、親とともに転々とするようなことにもなってくる。それからまたカトリック家族には、位牌そのものがないので、日々の供養ということもありえない。「家の宗教」にはなりえないゆえんである。それで命日には、教会でミサをあげてもらうことはあっても、その他は、11月の「死者の日」に、教会区の死者たちが一括してなぐさめられる。となるとここでの死者は、個々の家族集団を離れて、抽象的・一般的な靈魂となってくる。“patron” 的なものを、これに認めることはできない。ところでクーランジによると、家父長権は、祖先祭祀の主宰者という点で保証された。が、不定慣行の家々では、いま述べたように、だいたい祖先祭祀の念にとぼしい。とともにここでの長男は、そうした祭祀の予定継承者ではない。では末子がこれに当たるか、というと、かれもまた可能者のひとりにすぎない。このように“status” が不分明な者に、“Pietät” のようなひたむきな情念を向けるはずがない。また「神に近い人格」を認めようとしても、これは無理というものであろう。

5. 経営体としての「家」

おわりに、これは以上とはやや次元のちがう問題の設定となるが、喜多野は、有賀の「家」理論が、夫婦を中心とした生活集団視に立つのではないか、という点を指摘した。もっともこの指摘は、戸田の家族共産説ともからんで、その文脈はかなり複雑となってくる。しかし有賀は、その後、この批判に答えて、やはり「家」が「夫婦中心の家業・家産の経営の団体」であったことを再確認している。そして日本の家族がこのような形態をとらなければならなかったのは、「日本の全体社会における自然的・経済的・政治的・社会的な条件に、その理由があった」。もっとはっきり言うと、「日本のように政治的権力の優先してきた条件においては」、こうした経営集団化は、「すぐれて政治体制に対立するためであった」¹⁾ としている。

そこでわれわれの対象家族の場合である。まず夫婦中心ということであるが、われわれの対象戸は、多く核家族の形態をとっている。いやこの相続形態は、家族集団を核化するひとつのメカニズムとみることもできる。したがって家計の中心が夫婦となることは、事実としてよい。けれどもこれは、他の労働力を欠くため、必然的にそうなるのであって、体制や構造原理としての夫婦中心ではない。すなわち他に労働力や傍系成員をかかえての夫婦中心とは区別されなくてはならない。また「家」の姿勢にとぼしいので、そこでは「家業」や「家産」の観念は認めにくい。だいたい「家業」や「家産」であるならば、その基盤をそうやすやすと分けることはありえない。またたとえ分けても、経営合理性に則した、なにかの構成が取られなければならない。ところが分産後、各家の独立性は、あまりにも高い。それに畑作の零細経営なので、ユイとかテマガエのような形で、一族が協働する機会にもとぼしい。なお当地域では、なるほど非農家や流出世帯として分家するときには、農地の分与が制限されることはありうる。しかしまったく分与のそとに置くのではない。いや農地の移動統計をはじめ、達観的な資料からすると、非農家や流出世帯への土地分与は、かえってこの地方の特徴として露呈してくる。それでこうした点からすれば、ここでの農地は、土地資本の考えかたではない。単なる財産として分与される、という感じが強い。「家業」や「家産」のイメージとは、大きく遠ざかるわけである。

- 1) 有賀喜左衛門「家族理論の家への適用」(『社会学評論』19—2, 1968年, 67頁)。

しかし問題は、こうした経営の主体がだれであったか、それが「家業」であったかどうかということよりも、だいたい日本の「家」が「経営」の団体であるかどうか、という点であろう。「経営」の厳密な規定は別としても、一般に「経営」という以上、たとえあくなき利潤の追求ではなくても、ある経済合理性、ある打算性に立つことが考えられてくる。フレーズ

的に表現すれば、その本質はゲマインシャフトでなくて、ゲゼルシャフトである。また家族という集団にかぎるならば、それは消費団体でなくて、生産団体である。少なくとも後者に重きを置いた集団ということになってくる。日本の「家」が、はたしてそういうものであるかどうか。これは、われわれの能力を越える問題であるが、ただわれわれの対象にかぎって言えば、これは「経営団体」という性格とは、かなり離れてくる。極端な例となるけれども、門割制下の鹿児島農民には、一片の土地所有も許されなかった。農家にとっては、土地は同時に資本でもあるが、こうした経営基盤の私有さえ禁じられていた。私有でもない土地に、地主制の形成はないし、したがって小作などもありえない。農地は、丁男＝要夫^{いぶ}に達すると、藩から割替的にこれが貸与された。こうして単位労働力が核となって、かれらは独立農家として分出していった。また米は、一粒残らず、藩庫に収められるので、農民は、水田への施肥、つまり資本投下もおこなわなかった。だから土地は私有されず、労働力は制度的に分散し、また資本は投下されない。こうした鹿児島農家に経営的性格を求めることのできないのは、経済理論としても、あきらかであろう。

それからこれは推測の域を出ないけれども、だいたい封建制下、西南九州の農漁民に、家を経営団体視する構えがあったかどうか。これはかなり疑わしい。当時の農漁家を「需要充足的」と呼び、あるいは「前資本主義的」と言おうと、それは自由であろうが、要するに「食えれば結構だ」という態度である。多少でも資本主義に生きるわれわれとしては、理解しにくい態度であるが、しかし当時は身分層は固定化し、社会流動も禁止されていた。つまり上下左右の動きが止められている状態では、こうした生き方も、まったく否定することはできない。間引の盛行は、これを裏側から証明するものであろう。とくにわれわれの対象地域について言えば、きわめて生産力は低いにしても、まだ未耕地が広く存在していた。加えてイモが導入され、イワシの入手は自由であった。これらがおそらくこうした

“Lebensführung”を不動のものとしたと思われる。つまりクッションの存在である。すなわちこうした貧しい土地と資源とによりながらも、どうやらかれらの生存は可能となった。一寸の土地まで書上げられた水田地帯、冬の休耕期間をもつ東北や裏日本、あるいは海を知らない東山道などとは大いにちがってくる。南国・沿海地方の姿といってよいであろう。

お わ り に

それでわれわれの対象家族の場合、このように経営的な性格が稀薄だとすれば、ではあとに残るのは、なんであろうか。そしてこの性格が稀薄だということは、これを有賀流に規定すれば、「家」の姿勢にとぼしい、ということになってくる。もっともこの有賀も、日本の家族を企業体同然のものとしているのではない。つまり本質規定では、「経営の集団」としながらも、なお日本の家族がもつ“emotional”なものをまったく否定しているのではない。なるほど「家」経営の柱となるのは、夫婦にはちがいない。けれどもこの夫婦は、単に経営上の役割分担という機能的な面だけからとらえられているのではない。むしろ夫婦のあいだは、一体的なものである。なるほど夫とくらべて、妻の地位は低かった。にもかかわらず、「妻の地位は、実質的に極めて重要であった」¹⁾。そればかりではない。親子関係についても、同様であった。つまり残されたものとしての、家族一般の性格である。それでかれは、こう述べている。「だから両親の、子供らに対する愛情がいかに深くても、家の成員が一体的結合をしていても、家が置かれたより厳しい諸条件や家自身の持つ生活条件によって、子供らに対する取扱いを差別せざるを得なかったことを示すものであり、家は家長によって、このような手段をとらなくては、生存も存続もできないという理由があった」²⁾。

- 1) 有賀, 前掲論文, 68頁.
- 2) 同上.

だとすれば、これは有賀の意に反するかもしれないが、かれもまた「家」が潜在的にせよ、“emotional”な体系であることを認めている。ただそれが外部の諸条件、とりわけ政治条件と、内部の生活諸条件とによって、「家業・家産の経営」体化した。そのように理解することもできるであろう。もともと経営は、一定の経営目的のための活動なので、これはリントン (R. Linton) 流に言えば、「達成の体系」(“achieved system”) に属している。これに対して“emotional”な社会体系は、「帰属体系」(“ascribed system”) として区別することができる。だから有賀と喜多野とでは、理論構成においては、大いに趣を異にするにもかかわらず、われわれのような現象面的な応用となると、それほど距たったものとするともない。喜多野は、「家」の「核」への浸透によって、日本の家族を説明しようとした。また有賀の理解は、これをわれわれ流に解きほぐせば、諸条件の締めあげ、あるいはこれへの対応によって、「帰属体系」が「達成体系」化した。そして喜多野では、この「家」の浸透が弱まるところに、「核」の裸の歴史的形態、すなわち「近代家族」が現われると考えた。それから有賀の立場は、家族集団のいわば“external system”を強調しながらも、これとの調整で働く“internal system”を想定していないわけでもない。

ということになると、われわれの対象の場合、これを有賀流に言えば、諸条件の締めあげがゆるく、あるいは他と異なる締めあげだったために、家族集団は、「家」という通日本的な形態をとらなかった。また喜多野流に言えば、「家」の「核」への浸透が不十分なために、同様な結果となった。そういうことができるであろう。だいたい不定相続は、点としてはかなりひろく分布するにもかかわらず、その密度は、いわゆる西日本において高い。さきの東大・文化人類学研究室の調査が示したとおりである。とくに西南九州では、点というよりは面積の感を呈している。おおざっぱに

言えば、それは薩南諸島を含めた鹿児島から北上する、そして天草を経て島原半島に達する。それから左折して野母半島・西彼杵半島など東支那海沿岸を進んで、北松浦郡まで北進する。以下、平戸・宇久・小値賀の諸島を経て、五島列島に及んでいる。われわれが末子相続の「ベルト地帯」と呼んでいるものである。それでこの地帯が、上古以来、中央政權からは離れた、僻遠の地だったことは、断わるまでもない。とともに産業構造的にみれば、瑞穂国のなかでは典型的な畑作地帯を形成している。が、さらに注目されるのは、これらが近世領国制のうえで、特異な政治体質をなしていた事実であろう。薩藩がさきに述べた土地制度とともに、支配体制としては外城制と、これにともなう郷士の麓（府元）部落を設けたことは、すでによく知られている。天草は、島原の乱後、天領として終始した。島原半島は、いちおう親藩の支配に属したが、有馬・松倉・高力・松平・戸田・松平と五家が6回にわたって、これを統治した。実質的にはサラリーマン大名の群像である。佐賀・鍋島藩が中世大名の系譜に属することはいうまでもない。それからこんにち末子相続が多く検出される諫早藩は、形式的には鍋島の支藩とされている。けれども鍋島からすれば、主君筋に当たる竜造寺の系統を引く家系であり、実際には客分的な処遇を受けてきた。長崎が近世初頭以来、代官の支配だったことは、周知のとおりである。この地域を含めて、西肥（西肥前）^{さいひ}を二分して統治したのが大村・松浦の両氏であったが、これらも中世大名であった。五島列島は、領知関係が複雑となるけれども、そのほとんどを支配した五島氏（福江・富江両藩）も、中世大名の系譜に属している。

というわけで近世封建制は、世界史的にも「最も完成した形態」だとされるにもかかわらず、われわれの「ベルト地帯」では、それがかならずしも貫徹していない。兵農分離が不徹底だったことは、在村の郷士を残すことになった。また松浦藩や大村藩などでは、藩士の知行地を蔵入地化することがはるかに遅れた。いや松浦藩では、土地台帳に、武士の所有地が百姓

のそれと並んで、堂々(?)と記されている。およそ天領支配は、社会流動を含めて、封建制の締めあげにはゆるいとされている。が、加えてこの「ベルト地帯」では、西国大名の出自からして、近世封建制以前のものを残すことになった。門割制は、少なくとも薩摩・松浦の両藩では史料的にも確かめられるけれども、他藩でもそれが検出されないとはかぎらない。また畑作地帯なので、ここでは「水と草」といわれるムラ規制もゆるかった。それに個々の農家としては、設備投資や資本投下も比較的少なくて済んだ。早いのはなしが、天領・天草の人口は、万治2年(1658)には、1万6千人ほどであった。それが明治3年(1869)には、16万7千人にふくれあがった。200年間に10倍の増である。ところが表高の1万8千石は、幕末になっても千5百石ふえたにすぎない。この秘密は、締めあげのゆるさもあることながら、山とも原野ともつかない“no tax”の土地へのイモの栽培と、それにイワシの常食とみるほかはない¹⁾。また五島藩は、もともと離島の集合なので、武士を城下に集めては、行政のすじを通すことができない。それで地域社会は、兵農混在の形となるのであるが、そうすると、身分制も徹底さを欠いてくる。ここでは武士に開墾を許しただけではない。ある限度をかぎって、その所有さえ認めた。加えておそらく承知していたと思われるが、近世末には、大村藩からキリシタン農民を移入することにまで踏みきった。そしてこの植民政策については、「これは盛運公〔五島藩主〕、五島は地広く人少くして、山林未だ開けざるを憂ひ、此度大村侯〔純尹^{すみこれ}〕に乞ひて、かの民を此地に移し玉ふ」(『公譜別録拾遺』)と記している。低位生産性しかもちえないにしても、未耕地の存在である。“Pilgrim Fathers”にたとえるのはおおげさだとしても、こうしてキリシタン農民たちは、未墾地の開拓にしたがったわけである²⁾。

1) 拙稿「いわゆる末子相続について」(『村落社会研究』第3集、1967年、253頁以下)。

2) 拙稿、前掲、『五島カトリックの家族分封』1970年。

なおこれらの地域では、兵農分離による身分層の固定化を見送っただけではない。分地制限令も、これをある程度、空文化した。たとえば門割制は、これを文字どおりに解すれば、単位労働力への土地の割当である。だからここでは「家」はおろか、家族集団さえ無視しての分封が進められる。まったくの細胞分裂の姿である。もっとも松浦藩の門割制は、こうした個人単位のもでなかった。家族集団への割当だったようにみえる。が、ここでは分家のさいには、耕地の分与だけでなく、屋敷地はもちろん、さらに建築用材の採取さえも許可された。制限令のもとで、いろいろ名目をつけておこなう分家とは、大いにちがう。南国の空のようにカラッとしている。というわけで明治13年の『全国民事慣例類集』は、「肥後国天草郡」の条として、次のようにこう記している。

○分家スル者ハ高十石以上所持ノ者ニ非レハ許可ナキノ定例ナレトモ、村役場限り別籍ヲ許スモノ多ク、終ニハ分家同様混淆セルモノ多キ慣習ナリ。

人口が16万7千人にふくれた明治3年当時、天草の1戸当たりの平均人員は、6.5人であった。それがこの『類集』の出た13年には、なんと5.0人に低下する。人口流出にもまだ限界があった当時として、この平均人員は、「分家同様」に「混淆」した「別籍」がなかったなら、とうてい理解することができない。また同『類集』(明治13年版)は、「肥前国高来郡」の条として、

○財産分与ノ額ニ定分ナシ、父兄ノ見込次第ナリ、村方ニテハ長男ヲ分家シ、末男ニ本家相続セシムル事多シ

としている。さらに「肥前国彼杵郡」の条としては、

○分家ハ其時々届出ス、宗門人改ノ節届出テ帳面ヲ改ム、持高ヲ分ツトキハ役場ニ申出ル事ナリ、村方ニテハ長男ヲ第一ニ分家シ、末男ヲ以テ本家相続セシムル事多シ

と述べている。有賀の指摘する諸条件の締めあげのゆるさ、また喜多野

の言う「家」の「核」への不浸透が、以上の記述で説明されるとは、われわれも考えない。にしても不定相続をとりまく社会・経済的な文脈の一端は、これによって示唆されたとするのは、不当であろうか。